

環 政 第 7 6 3 号  
令和7年 11 月 20 日

沖縄県知事 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



主要地方道南風原知念線（地域高規格道路 南部東道路）整備事業に係る  
事後調査報告書（令和6年度）について

令和7年8月28日付け南土第1675号で送付されたみだしの事後調査報告書について、  
沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第39条第1項の規定により、別  
添のとおり環境の保全について適正な配慮がなされるための措置を講ずるよう求めま  
す。

(別添)

## 主要地方道南風原知念線（地域高規格道路 南部東道路）整備事業に係る 事後調査報告書（令和6年度）に対する環境保全措置要求

### 1 騒音及び振動について

規制基準値は、工事区域の敷地境界における騒音レベル又は振動レベルの基準値であるが、【R6-1】R5 南部東道路改良工事(5工区-3)における事後調査は工事区域の敷地境界上で実施されていないことから、事後調査結果と規制基準値との比較の結果については妥当とは言えない。このため、以下の措置を講じること。

- (1) 事後調査の地点は、工事区域の敷地境界上とすること。
- (2) 【R6-1】R5 南部東道路改良工事(5工区-3)では、調査地点を工事区域の敷地境界上としていた場合、騒音の規制基準値を超過していた可能性があることから、令和6年度の事後調査の結果を考察し、今後、同様の工事が行われる場合で、敷地境界上において騒音レベルが規制基準値を超過すると考えられる場合には、追加の環境保全措置を検討し、必要な措置を講じること。

### 2 陸域植物（改変範囲周辺の重要な植物種の生育状況）について

改変範囲周辺に生育するオオツヅラフジについては、一部で一時的な生育悪化や枯死が確認されているが、季節的な衰退の可能性が考えられること、生息箇所周辺において施工区域を逸脱した樹木の伐採や作業員の立入りの痕跡がなかったことから、工事の実施による影響は生じていないと考えられるとしている。

しかし、工事の実施による影響については、樹木の伐採や作業員の立入りといった直接的な影響だけでなく、工事の実施による生育地の周辺環境の変化といった間接的な影響も考えられることから、改変範囲周辺の重要な植物種の生育状況に係る事後調査の結果の考察に当たっては、新たに出現した林縁部の状況に係る事後調査の結果等も踏まえ、間接的な影響についても考察し、工事の実施による影響が考えられる場合には、必要な措置を講じること。

### 3 陸域動物（設置した進入防止柵等の確認）について

進入防止柵について、一部の施工箇所では、進入防止柵が設置される前に工事が実施されており、また、一時的に撤去した進入防止柵が適切に再設置されていないことから、工事実施前の設置及び一時撤去後の速やかな再設置を徹底すること。

### 4 その他（夜間工事）について

令和6年度に実施した一部の工事について、昼間に交通整理を行った上で実施を試みたが、交通渋滞が発生し、住民の生活を著しく妨げる結果となったため、やむを得ず夜間工事を実施したとしている。

夜間工事については、評価書において原則として実施しないとしていること、騒音や光害等による周辺環境への影響が懸念されることから、できる限り実施しないこと。